【御注意とお願い】

公共の場所でのリード・引き綱の着用について

平素より当協会の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、当協会に苦情が複数寄せられておりますので、改めて、お願いを掲載いたします。

最近、公園などの公共の場所において、犬をノーリードで散歩や運動をさせているという内容のものです。その中には、御愛犬の散歩中に当協会の登録犬数頭に追いかけられ、転倒して怪我をしたというお声もありました。

当協会で開催する審査会・競技会においても、会場内でのノーリード歩行・待機を禁止としております。ノーリードが許されるのは、協会が管理する審査会の単走時、競技会の競技中のみです。

動物愛護管理法第７条では、飼い主は犬を適正に飼養・保管し、人に危害を加えたり逸走させたりしないよう努める義務が定められています。警察犬種という理由で、この義務が免除されることは決してございません。

訓練された犬であっても、予期せぬ音などに驚いて逃げ出すこともあります。小さなお子様やご高齢の方、犬が苦手な方への配慮、また愛犬自身の交通事故や迷子を防ぐためにも、会員の皆様におかれましては、警察犬種の飼い主としての模範となっていただきますよう、改めて公共の場所におきましては、必ずリード着用の徹底をお願い申し上げます。

令和８年 11 月６日

公益社団法人 日本警察犬協会